

## 船舶事故調査報告書

平成25年11月21日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成25年7月31日 05時10分ごろ
発生場所	宮城県雄勝湾 宮城県石巻市所在の赤埼灯台から真方位031°700m付近 （概位 北緯38°30.3′ 東経141°30.0′）
事故調査の経過	平成25年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八山根丸、4.2トン MG3-40174（漁船登録番号）、個人所有 9.99m(Lr)×3.16m×0.90m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成2年6月11日
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年6月5日 免許証交付日 平成19年5月28日 平成24年6月21日をもって失効していた。 甲板員 男性 63歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年12月7日 免許証交付日 平成23年8月3日 （平成29年1月16日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（甲板員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、操縦者及び甲板員が乗り組み、平成25年7月31日05時00分ごろ、3日前に仕掛けたあなご漁のかごを引き揚げるため、雄勝湾の漁場に到着した。 あなご漁の仕掛けは、長さ約200mの幹縄に約15mごとの間隔で長さ約1.5mの枝縄を約12本接続し、枝縄の先端にかごを付け、幹縄の両端には、約4kgのおもりが付けられており、おもりに取り付けたロープの金具で浮子に付けた長さ約50m直径約7mmの合成繊維製のロープ（以下「本件ロープ」という。）がつながれていた。

	<p>操縦者は、主機のクラッチを中立として油圧ポンプを起動し、かごを引き揚げる作業を始め、左舷真下の海中から揚がってくる本件ロープを左舷ブルワーク付近で監視し、甲板員は、中央部甲板左舷寄りに備え付けられたキャプスタンの船首側に船尾方を向いて立ち、本件ロープを時計回りにキャプスタンの船首側から2巻きして巻き揚げ、揚がった本件ロープをキャプスタンから巻き取る作業に当たっていた。</p> <p>甲板員は、05時10分ごろ、本件ロープをつないでいる金具が左舷側からキャプスタンに近づいた際、キャプスタンを止めなくても、本件ロープが金具から簡単に外れると思い、右手を金具に近づけたところ、着用していた合羽の右手の袖口がキャプスタンのドラムと本件ロープとの間に巻き込まれた。</p> <p>操縦者は、左舷側から揚がったおもりが中央部甲板に落ちたところを見たので、キャプスタンを止めるように指示したところ、背後から甲板員の叫び声が聞こえて振り向き、甲板員の右手の袖がキャプスタンの右舷側に引っ張られた状態であり、キャプスタンを止め、逆回転させ、巻き込んだ甲板員の合羽の袖をキャプスタンから離れた。</p> <p>操縦者は、本件ロープ及びおもりを海に入れ、携帯電話で110番に通報して救急車を要請し、石巻市小島漁港に帰港した。</p> <p>甲板員は、救急車で病院に搬送され、右モンテジア骨折（尺骨骨幹部骨折と橈骨骨頭脱臼を合併した外傷）と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 北北東、風力 1</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船のあなご漁は、7月初旬から行っていた。</p> <p>操縦者は、ふだんは1組の仕掛けを回収した後、アナゴを取り出し、餌を入れ、別の漁場に移動して仕掛けていたが、本事故当日は、2組の仕掛けを回収するつもりであることを甲板員に伝え、甲板員は、中央部甲板が引き揚げたかごで一杯になると思い、ふだんより狭いキャプスタンの船首側で作業を行っていた。</p> <p>キャプスタンは、船首側のレバーを右舷側に動かすと時計回りに、左舷側に動かすと反時計回りにドラムがそれぞれ回転し、中立状態でドラムが停止するようになっており、油圧ポンプの発停スイッチが操舵室の入り口にあった。</p> <p>本件ロープをつないでいる金具は、手で握ると簡単に本件ロープが外れる仕組みになっていた。</p> <p>本船は、本事故当時、作業に影響を与える船体の動揺はなかった。</p> <p>甲板員は、合羽の上下及びゴム手袋を着用し、ゴム長靴を履いていた。</p> <p>操縦者及び甲板員は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>甲板員は、内航船の勤務を辞め、平成24年10月ごろから月に2～3日程度、操縦者と共に漁に出ていた。</p>

	甲板員は、本事故当日、体調不良ではなかった。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、雄勝湾であなご漁の揚縄作業中、甲板員が、キャプスタンから本件ロープを巻き取る作業に当たっていたところ、本件ロープをつないでいる金具が左舷側からキャプスタンに近づいた際、キャプスタンを止めなくても、金具から本件ロープが簡単に外れると思ひ、いつもどおり、金具を握ろうとして右手をドラムに近づけたことから、合羽の右腕の袖口が本件ロープとキャプスタンのドラムとの間に巻き込まれて負傷したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が雄勝湾であなご漁の揚縄作業中、甲板員が、キャプスタンから本件ロープを巻き取る作業に当たっていたところ、本件ロープをつないでいる金具が左舷側からキャプスタンに近づいた際、キャプスタンを止めなくても、金具から本件ロープが簡単に外れると思ひ、いつもどおり、金具を握ろうとして右手をドラムに近づけたため、合羽の右腕の袖口が本件ロープとキャプスタンのドラムとの間に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャプスタンでロープを巻揚げ中、不用意に接近すれば、キャプスタンのドラムとロープとの間に合羽などの袖が巻き込まれる虞があるので、キャプスタンで巻き揚げているロープ及びその付属物に触れる際は、キャプスタンを止めてから行うこと。</li> </ul>